

第12号様式（第21条関係）

秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年3月7日

秦野市伊勢原市環境衛生組合

監査委員 島 和 俊



監査委員 山 田 昌 紀



1 監査対象

総務課、施設課、工場

2 監査実施期日

令和7年2月28日（金）

3 監査の場所

はだのクリーンセンター3階 小会議室

4 監査対象事務

前回監査実施期日以降、今回監査実施期日までにおける組合の財務に関する事務及び組合経営に係る事業の執行状況を対象とした。

5 監査の結果

提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき実施したが、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、事前調査の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（別紙「定期監査の着眼点」のとおり。）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき、次のと

おり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、令和6年11月29日以降、監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務について監査の視点から抽出し、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。



定期監査の着眼点

1 収入事務

(1) 徴収事務

- ア 納入の通知は、適正に行われているか。
- イ 納期限の設定は適切か。
- ウ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- エ 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。
- オ 過誤納金の還付手続きは適正に行われているか。

2 支出事務

(1) 支出全般

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- ウ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- エ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

(2) 旅費の支出

- ア 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- イ 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

3 契約事務

(1) 契約の方法及び手続

- ア 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- イ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ウ 随意契約による場合、原則として2者以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適

正か。

(2) 契約の締結

ア 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

また、これらの内容は適正か。

イ 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。

ウ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、遅延違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

4 財産管理事務

(1) 物品

ア 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適正か。

ウ 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは、正確に貼付されているか。

(2) 貯蔵品

ア 購入単価は適正か。

イ 分割購入等のため不経済となっているものはないか。

ウ 購入による受入記録は入庫伝票と一致するか。

エ 在庫現在高は帳簿残高と一致しているか。